

**8月から父子家庭の  
皆様にも児童扶養手当の  
支給が始まりました**

**● 受給するためには**

こども課に申請が必要です。  
11月30日までに申請いただくと次の取り扱いになります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当した方↓「8月分」から支給
  - ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方↓「要件に該当した日の翌月分」から支給
- ※11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。  
支給要件、手当額、支給開始月などの確認が必要ですので、まずはこども課までご相談ください。

**● 児童扶養手当とは**

父母の離婚などで、父または母と生計を共にしていない子どもが育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し子どもの福祉の増進を目的として支給される手当です。

**● 対象（受給できる方）**

18歳に到達した日以後最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で政令で定める程度の障害のある子どもが次の①～⑤のいずれかに該当し、また、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども

**国民年金からのお知らせ**

**「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます。**  
年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

**■ 問い合わせ**

控除証明書専用ダイヤル（平成23年3月15日まで）

TEL 0570（070）117

※通話料金は、一般固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

IP電話・PHSなど

TEL 03（6700）1130

大田原年金事務所総合相談室

TEL（22）6311

市国保年金課国民年金係

TEL（23）8928

**国民年金**

- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
  - ④ 母の生死が明らかでない子ども
  - ⑤ その他
- 手当額**  
受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。
- 児童1人の場合  
9850円～4万1720円
- 問い合わせ**  
こども課子育て支援係  
TEL（23）8932

**子育て支援情報**

**■ 問い合わせ**

こども課子育て支援係  
TEL（23）8932

<b>子育てサロン</b>		赤ちゃんから就園前までのお子さんと保護者の交流の場です。	
★開設時間 9:00～12:00			
子育てサロン かねだ (金田北地区公民館)	開設日	火曜日 休館: 11/23、11/30	
子育てサロンのぎき (うすばアットホーム)	開設日	木曜日	
子育てサロン かわにし (川西高齢者ほほえみセンター)	開設日	月・水曜日 休館: 11/3	
<b>つどいの広場</b>		就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です。	
★開設時間 9:00～14:00			
つどいの広場 県北体育館 (県北体育館幼児体育室)	開設日	火・木・金・第2土曜日 休館: 11/23	
つどいの広場 さくやま (旧さくやま保育園)	開設日	月・水・金・第4土曜日 休館: 11/3	
<b>子育て支援センター</b>		親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います。	
★開設時間 9:00～12:00 13:00～16:00			
すみよし子育て支援センター (子育てプラザ館)	TEL (23) 8728	開設日 毎週月～金曜日 休館: 11/3 11/23	
しんとみ子育て支援センター (しんとみ保育園)	TEL (22) 5577		
ゆづかみ子育て支援センター (ゆづかみ保育園)	TEL (98) 3881		
くろばね子育て支援センター (くろばね保育園)	TEL (59) 1077		
【お願い】施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いいたします。			